

## ○下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度実施要綱

令和 2 年 1 月 3 0 日

告示第 9 号

## (目的)

第 1 条 この告示は、仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）の実現を図るため、男女が共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定し、当該認定を受けた事業所等及びその取組の内容等について広く周知することにより、働きやすい職場環境整備の促進及びワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

## (認定対象)

第 2 条 認定は、市内に事業所等を有する法人その他団体であって、常時雇用する労働者を有して事業活動（非営利的な活動を含む。）を行うもののうち、次に掲げる要件の全てを満たすものに対して行う。

- (1) 第 4 条の申請を行った日の属する事業年度から起算して過去 3 事業年度の間において、労働に関する法令その他各種法令に違反していないこと。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 下野市暴力団排除条例（平成 2 4 年下野市条例第 3 号）に規定する暴力団及び暴力団員と一切の関係を有していないこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、社会通念上認定を受けるにふさわしくないと判断される事由がないこと。

## (認定基準)

第 3 条 推進事業所として認定を受けることができる事業所等は、次に掲げる取組を積極的に行っていると認められるものとする。

- (1) 労働環境の改善に関する取組
- (2) 短時間勤務、在宅勤務等の柔軟な働き方の推進に関する取組
- (3) 育児・介護等と仕事の両立支援に関する取組
- (4) 社員の自己啓発、キャリアアップ及び地域貢献活動に関する取組

(5) 女性活躍の推進に関する取組

(申請)

第4条 推進事業所の認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）

は、次に掲げる書類を市長へ提出するものとする。

(1) 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書

(2) 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定チェックシート

(3) その他認定の参考となる資料

2 前項に規定する申請を行うことができる期間は、毎年度別に定める。

(認定手続)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、推進事業所の認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、下野市女性活躍推進協議会設置要綱（平成29年下野市告示第119号）に規定する下野市女性活躍推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により推進事業所の認定をしたときは下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定証（以下「認定証」という。）を申請者に交付するものとし、認定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第6条 推進事業所の認定期間は、前条の規定による認定を受けた日から起算して3年を経過する日までとする。

(認定等の周知)

第7条 市長は、認定を受けた推進事業所が行うワーク・ライフ・バランスに係る取組の内容等について、次に掲げる方法により周知に努めるものとし、推進事業所は、これに協力するものとする。

(1) 男女共同参画に係る講演会、催し等における周知

(2) 市広報、市ホームページ等への掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(変更の届出)

第8条 推進事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所変更届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 認定に係るワーク・ライフ・バランスの取組の内容等に変更が生じたとき。
- (2) 名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
- (3) 業種、事業内容に変更が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認定に係る重要な変更があったとき。

(認定の辞退)

第9条 推進事業所は、認定に係る基準を満たさなくなったとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定辞退届出書により、市長に届け出なければならない。この場合において、推進事業所は、届出書の提出とともに認定証を市長に返還するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、推進事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、認定証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 認定に係る基準を満たさなくなったにもかかわらず、前条の規定による届出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が推進事業所として不相当であると認めたとき。

(様式)

第11条 この告示に規定する下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、推進事業所の認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業者優先調達方針

令和2年1月30日制定

## 1. 目的

本市では、平成28年3月に「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を策定し、市民、事業者及び市民団体等と一体となって男女共同参画の推進に取り組むとしている。

この方針は、男女共同参画推進に資するワーク・ライフ・バランス実現のための労働環境整備や意識啓発に積極的に取り組み市の認定を受けた事業者が行う活動を促進するため、ワーク・ライフ・バランス推進事業者からの調達に関し必要な事項を定める。

## 2. 定義

本方針におけるワーク・ライフ・バランス推進事業者とは、次のすべてに該当する者をいう。

- (1) 下野市入札参加資格者名簿又は小規模契約希望者登録名簿に登録されている事業者。
- (2) 本社を市内に置き、下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度実施要綱(令和2年下野市告示第9号)第5条の規定に基づく下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定を受けている事業者。

## 3. 対象

本方針の対象となる契約は、市のすべての機関が発注する物品又は業務委託(以下、「物品等」という。)とする。

## 4. 調達の推進方法

物品等を調達しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより、ワーク・ライフ・バランス推進事業者を優先的に取り扱うことができる。

- (1) 見積書を徴する時は、ワーク・ライフ・バランス推進事業者に対して積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。
- (2) 指名競争入札のときは、ワーク・ライフ・バランス推進事業者を他の者に優先して指名することができるものとする。

## 5. 公表

ワーク・ライフ・バランス推進事業者の名簿は、市ホームページ等により公表する。

本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表し、全庁的な連携・協力のもと、継続的な体制の整備に努める。

## 6. 施行日

この方針は、令和2年10月1日から施行する。

○下野市女性活躍推進協議会設置要綱

平成29年9月6日

告示第119号

(設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施していくため、下野市女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に提言する。

- (1) 市における女性活躍推進に関すること。
- (2) 男女がいきいきと働く職場づくりに関すること
- (3) 様々な分野における女性のキャリアアップ、チャレンジ支援に関すること。
- (4) その他協議会において必要と認めること。

(構成)

第3条 協議会の委員は20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 下野市男女共同参画推進委員
- (2) 下野市市民協働推進課長
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 任期途中で委員が退任したときは、新たな委員を補充することができる。ただし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の委員は、協議会の活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総合政策部市民協働推進課において処理するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。